ハ　総平均出力又は持続波の総定格出力が五〇〇ワットを超えるもの
ニ　ピークパルス出力密度が五〇〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
ホ　空間的にコヒーレントな総平均出力又は持続波の総定格出力が一五ワットを超えるもの
三　一、九〇〇ナノメートル以上の波長範囲で使用するように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの
イ　平均出力密度又は持続波の定格出力密度が五〇ワット毎平方センチメートルを超えるもの
ロ　総平均出力又は持続波の総定格出力が十ワットを超えるもの
ハ　空間的に干渉し得る波の総平均出力又は持続波の総定格出力が一・五ワットを超えるもの
四　3に該当する半導体レーザーバーを一以上含むもの

第九条第十号ニ（一）に次のように加える。

5　半導体レーザースタックアレーであって、他の半導体レーザースタックアレーと結合するように設計したもののうち、他の半導体レーザースタックアレーと電子回路及び冷却ユニットを共有するための接合部を有するもの（4に該当するものを除く。）

第九条第十一号イ（一）中「においてノイズレベル」を「における感度」に改め、同号ロ及びハ中「ノイズレベル」を「における感度」に改め、同号ニ中「においてノイズレベル」を「感度」に改め、同号ホからトまで、リ、ヌ及びヲ中「ノイズレベル」を「感度」に改め、同号に次のように加える。

ワ　磁場勾配計であって、イ又はロに該当する磁力計を用いたもの

第九条第十三号中「、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置、気象レーダー及びこれらの部分品」を「、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）」に改め、同号ホ中「フェーズドアレーアンテナ」を「アレーアンテナ」に改め、同号ヘ中「（国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダーを除く。）」を削り、同号ヌ中「（測量用又は気象観測用のライダーを除く。）」を削り、同号ヌに次のように加える。

（三）　航空機を使用して測深による沿岸測量を実施するように設計したものであって、国際水路機関が定める水路測量に係る基準に照らして十分な精度を有し、かつ、四〇〇ナノメートル超六〇〇ナノメートル以下の波長範囲で使用する一以上のレーザー発振器を用いるもの

第九条第十三号ヲ（三）中「実時間でデータを交換する」を削り、「目標の強調又は識別をするために」を「いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」に改め、同号ヲ（四）中「（実時間でデータを交換するものに限る。）」を削り、「目標の強調又は識別をするために」を「いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」に改める。

第十条第五号イ及びロを次のように改める。

イ　位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ　アダプティブアンテナシステムを構成するもの

第十一条第五号ハを削り、同号ニを同号ハとする。

第十二条第一号イ中「からヌまで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。）」の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加え、同条第三号中「からヌまで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。）」の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加え、同条第十号の二イ（一）を次のように改める。

（一）　自律飛行することができるもの（航法装置、姿勢を測定するための装置、誘導装置、姿勢制御装置又は飛行制御装置（第十条に該当するものを除く。）であって、イに該当する無人航空機に自律飛行する機能を付与するために設計したもの

第十二条第十二号中「からヌまで」を「からトまで、リ及びヌ」に改め、「を除く。）」の下に「、同項第三号に該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）」を加える。

第十三条第二項第二号ニ及びホを次のように改める。

ニ　削除

ホ　削除

第十三条第二項第二号ソを次のように改める。

ソ　ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン

第十三条第二項第二号フを次のように改める。

フ　テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン

第十三条第二項第二号ア中「添加剤」を「添加物」に改める。

第十三条第九項に次の一号を加える。

三　妨害電波により無線制御された簡易爆発装置をあらかじめ爆発させ、又は起爆を阻止するように設計した電子式の装置

第十三条に次の一項を加える。

10　爆発物を自動的に探知し、又は識別するように設計した電子式の装置であって、表面弾性波の測定、イオン移動度分光分析、微分型移動度分析又は質量分析のいずれかの方法によって爆発物の痕跡を探知するもの（濃度一ピーピーエム未満の蒸気又は質量一ミリグラム未満の固体若しくは液体の探知が可能なものに限り、専ら実験用機器として利用することを目的として設計したもの又は歩行して当該装置を通過する対象が当該装置に接触することなく爆発物を探知するように設計したものを除く。）

第十四条第八号イ中「、解像度が一ミリメートル当たり一二本以下の航空管制用の表示装置、気象レーダー」を「、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）」に改め、第九号イ（三）中「から4までのすべて」を「及び2」に改め、同号イ（三）1を削り、同号イ（三）2中「一〇時間以上」を「連続して一〇時間以上」に改め、同号イ（三）2を同号イ（三）1とし、同号イ（三）3を同号イ（三）2とし、同号イ（三）4を削る。

第十五条第一項第二号、第三号及び第四号中「、当該貨物」を「当該貨物」に改める。

第十五条の三中「又は製造」を「、製造又は使用」に改める。

第十六条第一項第六号中「から第二十七号まで」を「から第六号まで若しくは第七号から第二十七号まで」に改め、同項第十一号中「五〇〇キログラム以上のペイロード」を「ペイロード」に改め、「（五〇〇キログラム以上のペイロードを運搬することができるロケットに使用することができるものに限る。）」を削り、同条第三項第一号中「五〇〇キログラム以上のペイロード」を「ペイロード」に改める。

第十九条第一項第一号中「第六条第十六号」を「第六条第十六号ロ」に改め、同項第二号中「（同条第十六号」を「（同条第十六号ロ」に改める。

第二十条第二項第一号イ中「〇・〇四実効テラ演算」を「〇・二五実効テラ演算」に、「〇・一実効テラ演算」を「〇・五実効テラ演算」に改め、同号ロ中「〇・一実効テラ演算」を「〇・五実効テラ演算」に、「〇・七五実効テラ演算」を「一・五実効テラ演算」に改め、同項第二号中「〇・〇四実効テラ演算」を「〇・二五実効テラ演算」に、「〇・〇七五実効テラ演算」を「一・五実効テラ演算」に改め、同項第三号イ中「〇・〇四実効テラ演算」を「〇・二五実効テラ演算」に、「〇・一実効テラ演算」を「〇・五実効テラ演算」に改め、同号ロ中「〇・一実効テラ演算」に、「〇・七五実効テラ演算」を「一・五実効テラ演算」に改め、同項第五号中「〇・〇四実効テラ演算」を「〇・二五実効テラ演算」に、「〇・〇七五実効テラ演算」を「一・五実効テラ演算」に改め、同項第七号から第十二号までを削る。